

# 〇ぎ装員に対する旅費の支給要領について（通知）

昭和 55 年 10 月 13 日

海幕監第 4068 号

改正 平成 19 年 1 月 9 日海幕監査第 53 号

海上幕僚監部経理補給部長から各部隊の長・各機関の長あて

標記について、別紙のとおり定められたので通知する。

添付書類：別紙「〇ぎ装員に対する旅費の支給要領」

写送付先：部内全般

別 紙

## 〇ぎ装員に対する旅費の支給要領

### 1 滞在旅費（昭和55年9月1日から適用）

仕 居 態 様	旅 行 命 令	防衛省所管旅費取扱規則適用条項等	備 考	
自宅等を有する者	自宅等から〇ぎ装地までの路程			
	50キロメートル未満	原則として日帰り旅行 公務上の必要により宿泊	別表第5（第13条関係） 第17条第1項	1 「自宅等」とは、自宅、国家公務員宿舎及び扶養親族が現に住居として使用している家屋（マンション、アパート等を含む。）をいう。 2 自宅等から〇ぎ装地までの路程が在勤地（補充部）から〇ぎ装地までの路程を超える場合は、在勤地から〇ぎ装地までの路程による。 3 勤務を要する休、祭日は平日とみなす。 4 公務上の必要により宿泊する日数は、原則として自衛艦の停泊中の当直勤務の場合の日数を上回らないものとする。
	50キロメートル以上 100キロメートル未満	平日（休養日又は休日（以下「休、祭日という。）の前日は除く。）は宿泊	別表第6（第14条関係） 「下宿その他これに準ずる宿舎施設に宿泊する場合」	
		休、祭日の前日は帰宅	別表第5（第13条関係）	
100キロメートル以上	休、祭日には含まれた平日は日帰り旅行 原則として休、祭日は旅行日としない。	同 上		
営内者及び自宅等を有しない者	全期間宿泊	同 上		

### 2 公試旅費（昭和55年7月1日から適用）

宿 泊 態 様	支 給 旅 費	備 考	
公試中陸上の旅館に宿泊する場合	第 1 日 目	国家公務員等の旅費に関する法律第20条及び第21条に規定する日当及び宿泊料	
	第 2 日 目 以 降	防衛省所管旅費取扱規則別表第6（第14条関係）「旅館」の日額旅費	
公試中艦内に宿泊する場合	全 日 数	国家公務員等の旅費に関する法律第20条及び第22条に規定する日当及び食卓料	